



## 多摩・三浦丘陵保全活動イベント参加者募集!

多摩・三浦丘陵に係る13の自治体により、生物多様性に配慮した緑と水景をつなぐ取り組みを実施しており、その取り組みの一つに『多摩・三浦丘陵の緑と水景を「たのしむ」「まなぶ」「まもる!」体験イベント月間』として、市では以下のイベントを実施します。(参加無料、荒天中止)

### 【希少山野草保護区域の草刈り】

内 容：湧水のある里山の自然環境の保全  
 日 時：平成30年11月10日(土)・24日(土) 午前9時30分～午前12時  
 会 場：黒川よこみね特別緑地保全地区(麻生区黒川1229番地ほか)  
 小田急線はるひ野駅より徒歩10分

申込方法：申込不要(誰でも当日参加可) ※小学生以下は保護者同伴

### 【かわさきの森づくり 実践編】

内 容：アオキ・アズマネザサの除伐  
 日 時：平成30年11月11日(日) 午前9時30分～午前12時  
 会 場：生田寒谷特別緑地保全地区(多摩区生田5丁目1964番地1ほか)  
 小田急線 生田駅より徒歩12分

申込方法：事前申込(先着順)、定員20名(15歳以上)

氏名・住所・年齢・電話番号を明記の上、FAX又はメールで建設緑政局みどりの協働推進課まで。

申込期限は11月8日(木)まで。

TEL：200-2365 FAX：200-7703 メールアドレス：53mikyo@city.kawasaki.jp

問い合わせ：建設緑政局みどりの協働推進課 TEL 200-2365 FAX 200-7703



## 平成29年度地盤沈下調査結果

公害としての地盤沈下は、地下水の過剰揚水により、地下水位が低下し、地層が収縮することによって生じる現象です。一般に、一旦沈下が起こると元に戻すことは不可能であるため、定期的な調査・監視による早期発見と未然防止が重要となります。

### ●精密水準測量

平成29年度は、市内397箇所の水準点において標高を測定しました。前年と比較して248箇所の水準点で沈下が見られ、最大沈下は川崎区南渡田町の水準点で0.76cmでした。

### ●地下水位

市内に11箇所の観測用井戸を設け、地下水位等の常時監視を行っています。地下水位の変動を経年のみみると、昭和52年頃からおおよそ水位は安定しています。各観測用井戸における平成29年度平均地下水位の前年度との差は-0.87m～0.45mであり、全観測用井戸で大きな変動は見られませんでした。

### ●地下水揚水量

市条例に基づいて、揚水施設の設置事業者から揚水量の報告を受けています。平成29年度の総揚水量は約37,444m<sup>3</sup>/日と、水道事業の再構築に伴い、前年度(51,643m<sup>3</sup>/日)より約27%減少しました。

精密水準測量結果の経年推移

| 項目         | H25年度  | H26年度  | H27年度  | H28年度  | H29年度  |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 調査水準点数     | 427    | 413    | 390    | 389    | 397    |
| 有効水準点数※    | 283    | 282    | 282    | 321    | 322    |
| 沈下水準点数計    | 275    | 172    | 23     | 182    | 248    |
| 2cm未満      | 275    | 172    | 23     | 182    | 248    |
| 2cm以上4cm未満 | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 4cm以上      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 年間最大沈下量    | 1.28cm | 1.05cm | 0.64cm | 1.00cm | 0.76cm |

※有効水準点：前年度と対比が可能な水準点

問い合わせ：環境局水質環境課 TEL 200-2522 FAX 200-3922



## 平成29年度土壌調査結果

市では、土壌汚染対策法(以下「法」という。)及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、事業者又は土地所有者等(以下「事業者等」という。)に対して、工場移転若しくは廃止又は再開発等の機会に、土壌調査及び汚染土壌の処理対策について指導しています。

### 1 土壌調査

平成29年度に法又は条例に基づき、事業者等が土壌調査を実施した件数は71件でした。そのうち、土壌汚染が確認されたものは30件となっています。

### 2 汚染土壌の処理対策

平成29年度に法又は条例に基づき、事業者等が汚染土壌の処理対策を実施した件数は20件でした。法又は条例に基づき事業者等が土壌調査を実施して、汚染が確認された場合は、

処理対策が完了するまで、その調査結果等を市で公表しています。公表している情報は環境局水質環境課の窓口にて台帳でご覧になれます。また、公表情報の概要については市ホームページに掲載しています。

平成29年度の汚染確認数(区別)単位：件

| 川崎区 | 幸区  | 中原区 | 高津区 |
|-----|-----|-----|-----|
| 22  | 0   | 4   | 3   |
| 宮前区 | 多摩区 | 麻生区 | 合計  |
| 1   | 0   | 0   | 30  |



問い合わせ：環境局水質環境課 TEL 200-2528 FAX 200-3922